

ID: 139

担当部署: 教育委員会 生涯学習課 文化振興係

処分の概要	使用料の減免														
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市民文化センター条例 第8条及び第8条の2														
例 規 番 号	平成18年条例第107号														
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 市長が特に必要と認めるときは、使用料等を減免することができる。 第8条の2 市長は、次の各号に掲げる目的で多目的ホール、調理実習室、生活研修室、営農研修室及び視聴覚研修室の使用を許可する場合に、使用料及び暖房料を免除することができる。 (1) 農村地域住民の福祉と生活文化の向上に利用するとき。 (2) 農業生産性の増進のために利用するとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市民文化センター条例施行規則第9条の規定による。 (使用料等の減免) 第9条 条例第8条の規定による使用料等の減免基準は、別表第3のとおりとする。 2 前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、文化センター使用料等減免申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。 別表第3(第9条関係) 使用料等の減免基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(5) その他市長が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額又は免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用料を免除する場合は、冷暖房料及び備付物件の使用料並びに実費徴収金も免除とする。 2 前号に掲げる場合を除き、冷暖房料及び備付物件の使用料並びに実費徴収金は、減免の対象としない。 3 申請者が本市以外のもの、政治活動又は宗教活動を行うもの、営利を目的とした利用又は飲酒を伴う場合の利用については、減免の対象としない。 4 減免の対象となる行事は、上記の主催団体がその目的を達成するために行うものに限る。</p>				利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	(5) その他市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免内容														
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除														
(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額														
(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除														
(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額														
(5) その他市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除														
標準処理期間	3日														
備考															
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日												